

Press Release

報道関係者各位



107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32-11F

TEL : 03-5545-3303 FAX : 03-5545-3305

ホームページ <http://www.ssf.or.jp>

笹川スポーツ財団 2011 年度 研究調査事業

『スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究』を発表

「スポーツ・フォー・エブリワン」を推進する公益財団法人笹川スポーツ財団（所在地：東京都港区赤坂 理事長：小野清子 以下：SSF）は、2011 年度研究調査事業として行った『スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究』を発表し、わが国におけるスポーツ行政の現状についてまとめました。

結果のポイント

1. 特別会計の統廃合などによって、スポーツと関連が強い政策分野以外の予算把握が困難になっており、『スポーツ庁』が省庁横断的組織として設置される可能性は低い
2. 都道府県のスポーツ関連予算（支出）は分野横断的に把握されておらず、現状では過小に評価されている

【研究タイトル】

スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究

【研究主体】

公益財団法人笹川スポーツ財団

【共同研究者】

PHP総研 政治経済研究センター 主任研究員 宮下 量久

【研究目的】

地域主権改革が進む中で、スポーツ行政における権限・財源・人材等の定量的・定性的検証を行うために、スポーツ庁（＝国が行うスポーツ行政）の役割と組織体制について検討するとともに、地方自治体のスポーツ行政の現状について基礎資料を作成することを目的とする。

※レポートの全文は、笹川スポーツ財団 ホームページをご覧ください。

■ この件に関するお問い合わせ先 ■

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所・藤原・渋谷

TEL:03-5545-3303 data@ssf.or.jp

【結果の詳細】

1. 特別会計の統廃合などによって、スポーツと関連が強い政策分野以外の予算把握が困難になっており、『スポーツ庁』が省庁横断的組織として設置される可能性は低い

今後、スポーツ庁が設置されるならば、新組織はスポーツと関連の強い政策を中核とした事業を所管することになるだろう。ただ、その予算を所管する省庁は『体力づくり関係予算額調』からみる限り、近年はすべて文部科学省である。したがって、スポーツと関連の強い政策分野以外が統合されなければ、スポーツ庁は文部科学省の外局として設置される可能性が高い。省庁横断的な組織を作るには、スポーツと関連の強い政策以外の予算項目を統合していくことが必要になるだろう。

しかし、省庁横断的なスポーツ関連予算は、唯一『体力づくり関係予算額調』のみによって把握されているのが現状であり、体力づくり関係予算は主に国土交通省所管予算の影響を受け、近年大幅に減少している。これは、道路整備特別会計の廃止などの特別会計改革や都市公園事業費補助の廃止および社会資本整備総合交付金の創設といった補助金改革の結果であるが、このような近年の行財政改革の中で体力づくり関係予算はその網羅性を失いつつある。また、厳しい財政状況にあって、社会保障関係以外の予算を拡大することは難しいため、各省庁は所管事業の推進に必要不可欠な予算がスポーツ庁に移管されることを警戒することも考えられる。スポーツ基本法の成立により、スポーツ庁設置の機運が高まる中で、政治の動きやそれに伴う行財政改革、さらには各省庁の思惑といった事象も複雑に絡み合い、スポーツ関連予算の把握はより一層困難になると思われる。

研究担当者からのコメント

わが国のスポーツ関連予算を省庁横断的に把握してきた『体力づくり関係予算額調』であるが、近年の行財政改革によりその役目を終えつつある。しかし、今後スポーツ庁の設置を検討するならば、国土交通省・厚生労働省などの他省庁が所管するスポーツ関連政策の予算・権限などを詳細に把握し、集約していくことが求められる。また、それが出来なければスポーツ庁を設置する意義は薄れてしまう。国が行うスポーツ関連行政の現状把握と整理を早急に行う必要があるだろう。

(笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 研究員 藤原 直幸)

2. 都道府県のスポーツ関連予算(支出)は分野横断的に把握されておらず、現状では過小に評価されている

調査対象県のスポーツ関連支出を整理すると、2県※の支出金額の合計は66.7億円になる。そのうち、両県のスポーツ支出の合計額は42.6億円であった。体力づくり関係予算が約428億円、文部科学省が把握する都道府県スポーツ関係予算が493億円であるため、2県のスポーツ関連支出の大きさがうかがえる。また、スポーツ支出の2県平均支出金額は21.3億円である。文部科学省が把握するスポーツ関係予算(493億円)の都道府県平均額は約10.5億円であるから、全都道府県について同様の調査をする必要はあるが、都道府県のスポーツ(関係)予算は実際よりも過小に把握されてきた可能性が示唆される。つまり、地方のスポーツ予算・支出が正確に把握されぬまま政策が遂行されてきたといっても過言ではない。地域主権時代のスポーツ行政を今後進めるためには、各地域はスポーツ予算・支出について分野横断的な把握を最優先に行うべきであろう。

※(A県:人口208万人、B県:人口143万人)

研究担当者からのコメント

地方自治体には国の『体力づくり関係予算額調』に相当する、スポーツ関連政策・予算を分野横断的に把握できる資料は存在しない。これは、スポーツ関連政策がさまざまな部局によって進められているため、スポーツ関連予算データの集約が困難であることを意味する。国による地方分権の推進、地方における厳しい財政運営、法律改正によるスポーツ行政所管部署の移管などの状況の中で、スポーツに関係する予算・権限を分野横断的に把握した上で、今後の地方スポーツのあり方を考える必要がある。

(PHP 総研 政治経済研究センター 主任研究員 宮下 量久)